

税務・人事労務ワンポイント( 404 )

## 2023年税制改正

税理士 嶋 賢治

その非課税枠内で毎年  
相続人へ計画的に贈与  
を繰り返す暦年贈与は  
一般的に行われている  
ところです。

ただし、贈与した側  
が亡くなつた場合、3  
年以内に行つた生前贈  
与は遡つて相続税の対

象になり、遺産と合算  
して相続税が計算され  
ます。これを「相続税  
の持ち戻し」と言い、  
今回の改正でその年数  
に注意が集まつていま  
した。

ただ一度この制度を  
使えばその後はどのよ  
うな少額の贈与でも申  
告の必要があるという  
使い勝手の悪さから、  
利用がためらわれてき  
ました。

どちらの改正も19  
00兆円の個人金融資  
産の6割超を60歳代以  
上が保有しており、子  
や孫の世代への早めの  
資産移転を促すことで、  
消費による経済活性化  
につなげる狙いがあり  
ます。

それが今回の改正大  
綱でこの制度を利用し  
ても暦年課税のよう  
に110万円の非課税枠  
が設けられることにな  
りました。

昨年末の23年度与党  
税制改正大綱で、注目  
の相続税課税強化の方  
針が明らかになりました。

今回の改正大綱では  
24年より毎年1年ずつ  
段階的にその期間が延  
長され最長7年となり  
ました。

延長した4年間につ  
いては総額100万円  
まで「持ち戻し」に加  
算しないことになつて  
います。

この結果、相続時精  
算課税を利用して毎年  
110万円の贈与をして  
いけば、その分は贈  
与者の死亡後7年遡つ  
て課税されることもな  
く、事実上非課税で贈  
与できることになります。

現行制度では、親か  
ら子、夫から妻などに  
生前贈与する場合、年  
間110万円までは贈  
与税がかかりません。  
相続対策として生前に

税務・人事労務ワンポイント  
パックナンバーを  
協会ホームページで公開中



[https://www.vtrop.jp/one\\_point/](https://www.vtrop.jp/one_point/)

※無断転載禁止